

研究ノート

文書館による資料所在確認調査について

—2019年度の調査結果—

三好 康太*

はじめに

1. 資料所在確認調査の概要
 - (1) 調査方法
 - (2) 調査計画
 - (3) 調査の流れ
 - (4) アンケート作成
2. 2019年度の資料所在確認調査の結果について
 - (1) 小浜市の資料の状況
 - (2) 遠敷郡の資料の状況
 - (3) 大飯郡の資料の状況
 - (4) 県外の資料の状況
3. 今後の展望と課題

はじめに

福井県文書館は2003年（平成15）2月に開館し、2019年（令和元）で開館から16年が経過した。この16年間、当館は県に関する歴史的な資料として重要な公文書や古文書、その他の記録を収集・保存し、県民の利用に供するとともに、これらに関連する調査、研究等を行い、学術の振興および文化の向上に寄与するための施設として様々な活動を行ってきた。

当館に所蔵されている資料の大半は1978年（昭和53）～98年（平成10）に行われた福井県史編さん事業において調査・撮影されたマイクロフィルムによる複製資料である。この事業では、ほとんどの調査は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われ、「資料の現地保存」が原則とされたため、資料が収集されることはなかった。

現在当館で利用できる資料群は965、古文書数は約192,000件である¹⁾。その一方、未整理の資料群は1,028もあり、これらは所蔵者に公開許諾を得ていないため、利用することはできない²⁾（表1）。また、当館へ寄贈・寄託されている資料群は現在82で³⁾、ほとんどの資料が現在も県内外の資料所蔵者によって保管されている。

*福井県文書館主事

しかし、当館の開館から16年を経過し、資料をめぐる状況は大きく変化している。まず、開館前に確認した資料所蔵者の代替わりが進んでいることが明らかになってきている⁴⁾。次に、家の建て替えや蔵の取り壊しなどを機に資料の保存場所がなくなるなど、資料の保存環境が大きく悪化してきている。近年は全国各地で古民家や空き家の改装と活用がブームとなっており、福井県内でも同じような動きが見られる。しかし、改装の際に資料の価値を知らない人間によって資料が廃棄されてしまうことも起こりうるだろう⁵⁾。さらには、転居や転出などの理由で資料を処分したり売却したりすることも発生している⁶⁾。実際、他の都道府県では、資料の散逸が進んでいる状況が報告されている⁷⁾。

表1 地域別資料群数 (2019.10.1 現在)

地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計	地域	利用できる資料群	利用できない資料群	合計
A 福井市	161	67	228	J 勝山市	56	72	128
B 吉田郡	35	9	44	K 足羽郡	12	24	36
C 坂井郡	92	43	135	L 大野郡	14	0	14
D 丹生郡	63	20	83	M 敦賀市	21	193	214
E 武生市	86	35	121	N 三方郡	29	69	98
F 鯖江市	35	33	68	O 小浜市	76	95	171
G 今立郡	33	26	59	P 遠敷郡	15	50	65
H 南条郡	28	35	63	Q 大飯郡	20	57	77
I 大野市	68	88	156	X 県外	121	112	233
				総合計	965	1,028	1,993

このような状況の中で、当館の利用者が今後も円滑に資料を利用していくためには、県内の市町教育委員会と協力し、資料所蔵者の把握と資料散逸防止のための措置が不可欠である。また、資料所在確認調査を行い、資料所蔵者を把握することは地域の文化財としての資料の現況を把握し、急速に進みつつある資料の散逸や消滅を防ぎ、文化財保護事業に資すると考えられる。

そこで、当館は2017年（平成29）度から地域資料保存事業を開始した。これは市町教育委員会と当館が共同して実施する事業で、資料所在確認調査等の活動を通じて、資料の現況を把握するものである。事業の実施により、資料の現況把握による資料散逸防止、当館と市町の資料保存に関する協力体制の強化を図ることも狙いである。

ここでは、当館が今年度を実施した資料所在確認調査について述べる⁸⁾。

1. 資料所在確認調査の概要

(1) 調査方法

資料所在確認調査では県内外において福井県史編さん時に調査を行った、あるいは執筆に利用した資料の所蔵者（1,993）を対象に、5か年計画で所蔵資料についてのアンケートを実施し、アンケート回答用紙の回収により資料所在状況等の情報を収集する。この調査は、資料の所在状況を把握するためのものであるため、原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録などを送付しない。また、アンケートと一緒に資料の保存や管理について紹介するための資料を送付する。

アンケート回答用紙が回収できない場合や資料の現況について不明な点がある場合は、電話で連絡

をとるなどして調査を継続する。収集した情報は文書館で集約するが、市町と文書館の双方で利用し、今後の資料保存に役立てることとする。

(2) 調査計画

今年度当初の調査計画は次のとおりである。

表2 資料所在確認調査 調査計画

年度	内容	調査対象地域と調査対象数	調査対象数合計
2017年度	資料所在確認調査(1)	敦賀市214 美浜町・若狭町145	359
2018年度	資料所在確認調査(2)	越前町58 越前市・池田町180 鯖江市68 南越前町63	369
2019年度	資料所在確認調査(3)	小浜市171 大飯郡95 県外233	499
2020年度	資料所在確認調査(4)	大野市170 勝山市128 あわら市・坂井市135	433
2021年度	資料所在確認調査(5)	福井市289 永平寺町44	333
			総計:1,993

18年度(平成30)は越前町・越前市・池田町・鯖江市・南越前町の5市町の資料群369を対象に調査を行った。

福井県史編さん事業がいわゆる平成の大合併以前に行われており、現在と比べて市町村数が大幅に変化している。そのため、合併に伴う資料群の移動が発生しており、各年度の調査対象数は変動してきている。ただし、総計は変わらないため、今後も各調査対象地域の実情に合わせて柔軟に対応することとする。

調査対象地域はおおむね互いに隣接する市町をセットとし、資料が散逸する恐れが高いと考えられる地域から優先的に調査を実施することとしている。

(3) 調査の流れ

今年度の調査の流れは次のとおりである。

表3 資料所在確認調査の流れ

6月～7月	各市町教育委員会と事前協議を実施
7月～8月	所蔵者の調査・アンケート作成・発送準備
8月～9月	調査開始(アンケート送付・回収)
10月～1月	資料管理状況の把握、各市町教育委員会と協議 資料の預かり、寄贈・寄託の手続き(必要であれば)
2月	資料情報の更新
3月	各市町教育委員会と情報を共有

今年度もアンケートの発送を8月とした。17年(平成29)度は10月に発送したが、18年(平成30)度から前倒ししている。これは、8月は夏休みの期間であり、特にお盆の時期には家族や親族が集まりやすいと考えられたからである。このようにすることで、所蔵者本人が資料について詳しくなかったとしても、他の家族や親族から資料についての情報を得やすい。実際、8月に前倒したことで所蔵者からの問い合わせが多くなり、一定の効果はあると考えている。

調査を開始するにあたり、6月～7月に小浜市・おおい町・高浜町で地元の担当者と事前協議を行った。地元の担当者については、各市町の教育委員会に設けられている文化財担当の窓口にお問い合わせで紹介していただいた。

事前協議を終えた後、各市町の担当者に資料の所蔵者について現住所や連絡先等を調査していただいた。その結果、当館で調査しても判明しなかった所蔵者についての情報を得ることができた。地元の担当者だからこそ入手できる情報があり、市町教育委員会の協力は必要だと分かる。ただし、地元の担当者が調査しても情報を得られなかった所蔵者もあり、これらは追跡して調査することは非常に困難であると考えられる。

今年度も引き続き、調査の問い合わせ先は市町ではなく当館で統一した。これにより、各市町の負担を軽減することができた。

その後、当館でアンケートの作成や発送準備を進め、8月にアンケートを一斉に送付した。発送から締め切りの期間はこれまでと比較して少し長めに設定した。今年度は比較的遠隔地に向けてアンケートを送送するため、アンケートの到着には時間がかかると考えられた。そのため、所蔵者がアンケートに回答するための時間を確保することとした。

発送後、当館にアンケートが各地から次々と返送されてきた。返送されてきたものはすぐに中を確認し、回答結果を当館で集約していった。なお、締め切りが過ぎた後もアンケートは返送されてきており、中には資料を実際に確認していたために返信が遅れたという所蔵者もみられた。

(4) アンケート作成

実際に送付したアンケートと添付文書を提示しておく(図1～4)。紙面の都合上、文字のサイズや空欄の大きさ、レイアウトなどは実際のもものと若干異なるが、内容は全く同じである。

昨年度との大きな違いとして、個人向けのものと資料保存機関や民間企業といった団体向けのものと2種類に分けたことが挙げられる。これまでは両者とも同じアンケートを送付していた。しかし、特に資料保存機関に対しては、複数の資料群を所蔵している場合、アンケートを複数枚送付して全てに回答していただいていた。これでは手間がかかるし、負担もあった。そこで、1団体につき1枚のアンケートで済むように、個人向けとは別のアンケートを作成した。

今年度も所蔵者に向けて資料の保存や管理について紹介するための資料を送付した⁹⁾。内容は所蔵者にとって分かりやすく実行が容易なもので、A4サイズ1枚である。この資料とアンケート、添付文書を返信用の封筒と一緒に所蔵者へ送付した。

引き続き、アンケートはA4サイズ1枚、片面印刷とし、所蔵者が短時間で簡単に回答できるようにした。国文学研究資料館准教授西村慎太郎氏¹⁰⁾の助言を受け、質問項目は引き続き必要最低限のものとし、所蔵者にとって回答しやすいものとした。

質問項目は「回答者と所蔵者の名前・住所・連絡先」「資料が確認できるかどうか」「福井県史編さん後に誰かが資料を見に来たり調査したりしたか」「自由記述欄」の4つである。

1つ目の質問で所蔵者の情報を得ることができる。この情報を得ることで、資料の公開許諾を取ったり展示のために借用したりする際などに連絡を取ることができる。何より資料の現在の所在を知る

〇〇〇 ××文書 所蔵者様

令和元年 8 月 9 日

福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が文化財保護を目的とする資料所在確認のために各市町教育委員会と合同で行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。現在、古文書等の資料を所蔵されている方について、以下の欄に御記入ください。

回答者（フリガナ）	()
所蔵者（フリガナ）	()
住所	〒 —
電話番号	自宅 () — 携帯 () —
メールアドレス	@

2 そちらに伝えられてきた古文書等の資料は現在も残っていますか？

- (1) はい
 (2) いいえ 理由 ()
 (3) わからない 理由 ()

3 福井県史の編さん以後、所蔵されている古文書等の資料を外部の方が見に来たり調査に来たりしたことがありますか？ある場合、分かる範囲で具体的に教えてください。

- (1) はい 具体的に ()
 (2) いいえ
 (3) わからない

4 古文書等の資料について、質問したいことや相談したいことなどがありましたら自由に御記入ください。特になければ、空欄でもかまいません。

御協力ありがとうございました。お手数ですが、**8月30日**までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封して御返送ください。

図1 資料所在調査アンケート（個人向け）

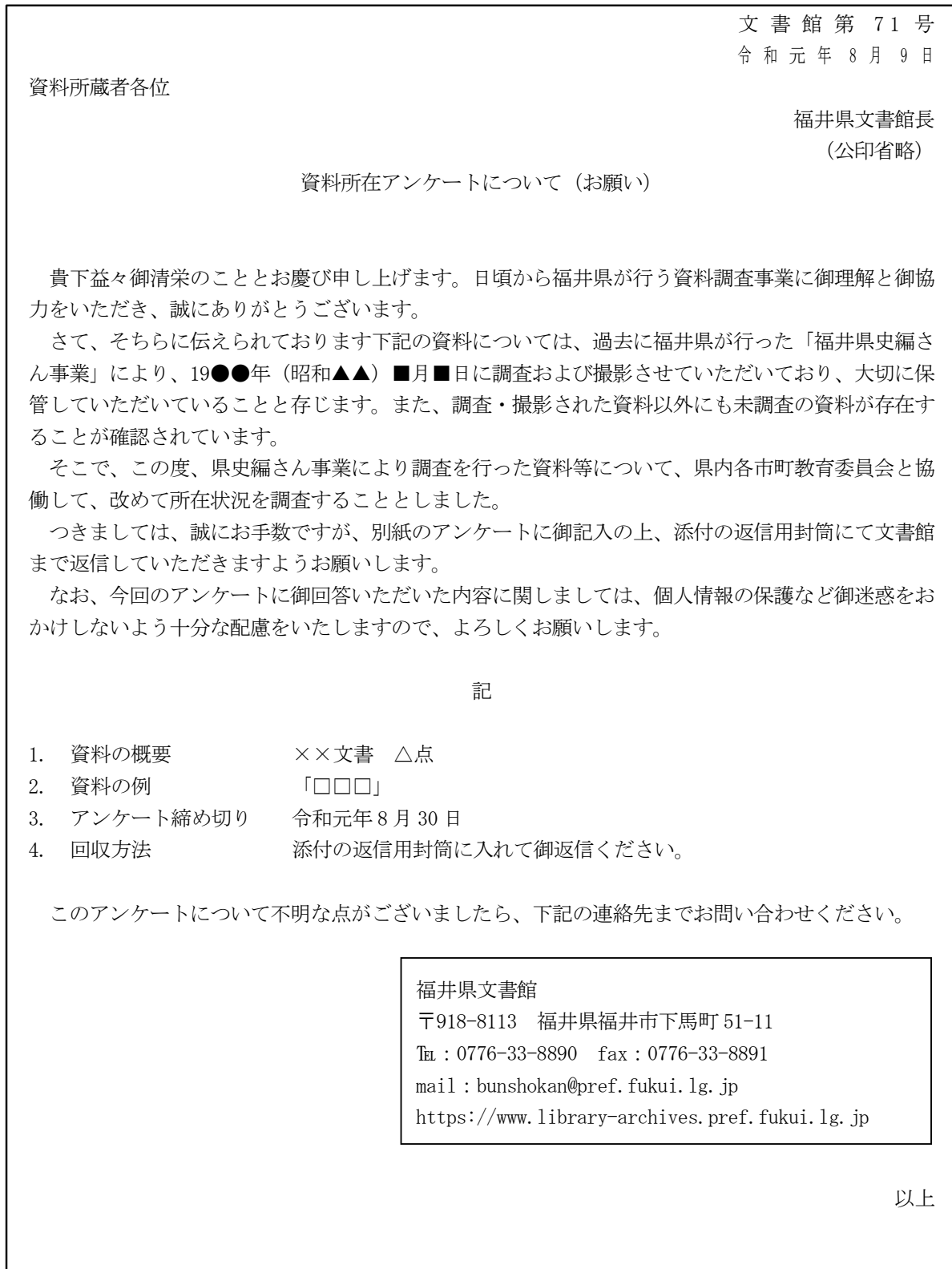


図2 送付文書 (個人向け)

〇〇〇〇〇 御中

令和元年8月9日

福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が福井県内市町教育委員会と合同で文化財保護を目的とする資料所在確認のために行うものです。回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて（ ）内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。資料の管理者について、以下の欄にご記入ください。

名称（フリガナ）	()
住所	〒 —
電話番号・FAX	電話 () — FAX () —
メールアドレス	@

2 別紙記載の資料群は、現在もそちらで保管されていますか？

(1) はい

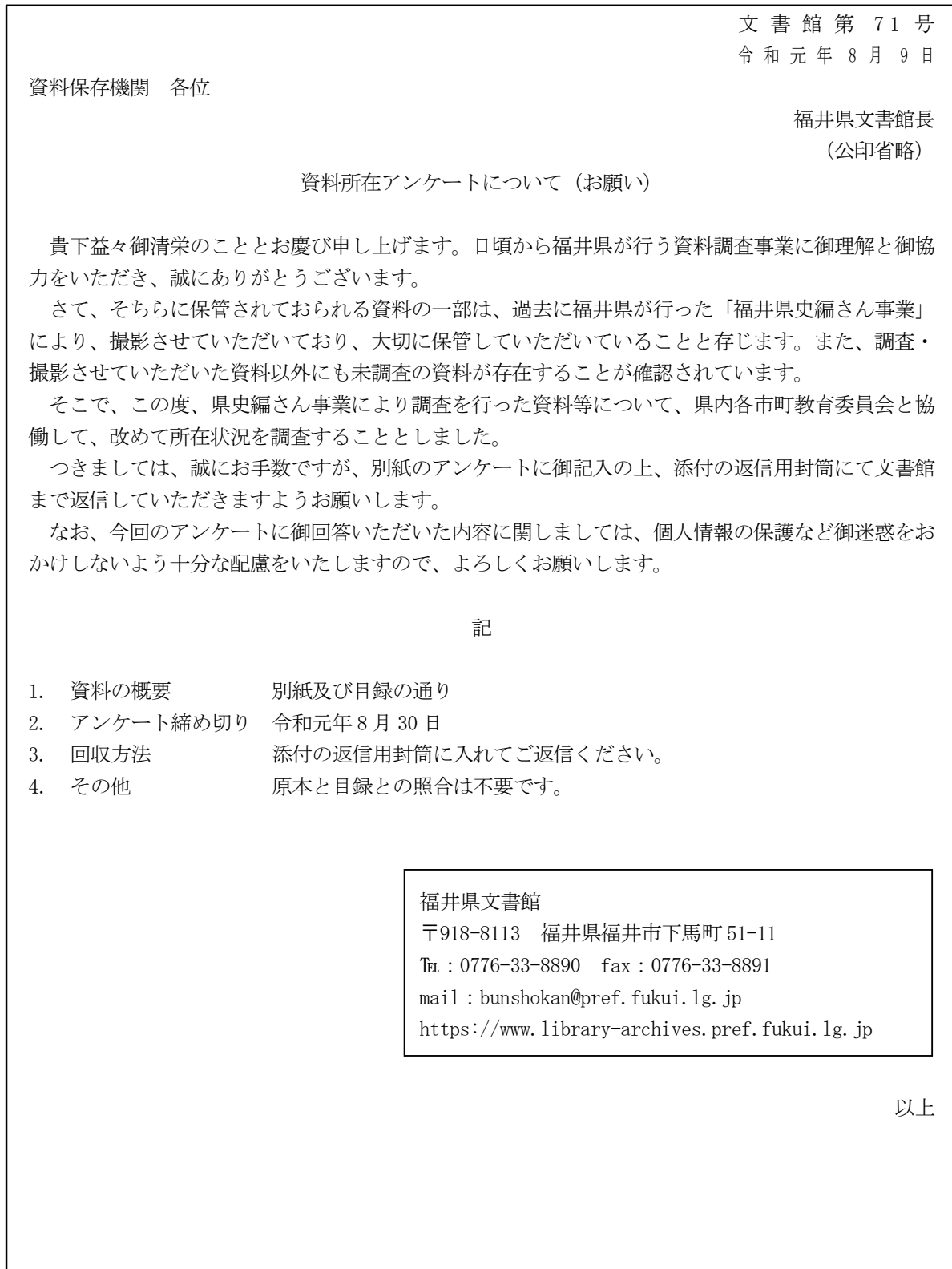
(2) いいえ 理由 ()

(3) わからない 理由 ()

3 別紙記載の資料群について、連絡事項などがあればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。お手数ですが、8月30日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封してご返送ください。

図3 資料所在調査アンケート（団体向け）



文書館第71号
令和元年8月9日

資料保存機関 各位

福井県文書館長
(公印省略)

資料所在アンケートについて (お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から福井県が行う資料調査事業に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに保管されておられる資料の一部は、過去に福井県が行った「福井県史編さん事業」により、撮影させていただいており、大切に保管していただいていることと存じます。また、調査・撮影させていただいた資料以外にも未調査の資料が存在することが確認されています。

そこで、この度、県史編さん事業により調査を行った資料等について、県内各市町教育委員会と協働して、改めて所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館まで返信していただきますようお願いいたします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をおかけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしく申し上げます。

記

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 資料の概要 | 別紙及び目録の通り |
| 2. アンケート締め切り | 令和元年8月30日 |
| 3. 回収方法 | 添付の返信用封筒に入れてご返信ください。 |
| 4. その他 | 原本と目録との照合は不要です。 |

福井県文書館
〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11
TEL : 0776-33-8890 fax : 0776-33-8891
mail : bunshokan@pref.fukui.lg.jp
https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp

以上

図4 送付文書 (団体向け)

ためには不可欠の情報である。

今年度は新たに回答者の名前を記入してもらう形式に変更した。これは、回答者＝所蔵者ではないケースが見受けられたためである¹¹⁾。実際、別件で所蔵者に連絡したところ「資料について分からない」と回答されたことがあった。そこで、調査後に当館から問い合わせがしやすいように、このような形式に変更した。

2つ目の質問が今回の調査において一番重要で、この質問によって資料が散逸していないかどうかを判断できる。この質問文では具体性がないため、福井県史編さん事業で調査した資料が本当に残っているかどうかは調査できないが、この調査では所在を確認することが第一であり、原則として目録と照合を行わないためこのような問い方とした¹²⁾。「いいえ」については理由を書くための空欄を設け、どのような理由で資料が散逸したかを調査することとした。

3つ目の質問を入れたのは、もし資料を誰かが見に来たり調査したりしていれば、論文や報告書などに資料についての情報が掲載されていると考えられるからである。ただし、資料保存機関の場合は資料の整理や公開を進め、原本閲覧や調査・研究、資料の展示や借用が多く行われているため、この質問を省いても影響はあまりないと考えた。

最後に、自由記述欄を設けることとした。たとえば、所蔵者から資料の寄贈・寄託の要望があれば、ここにその旨を記述することができる。

2. 2019年度の資料所在確認調査の結果について

ここからは今年度の調査の結果について報告する。なお、この研究ノートを執筆している時期の都合上、締め切りから約4か月を経過した19年（令和元）12月27日時点での結果であることに留意していただきたい。また、回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものもあった。加えて、今年度のアンケートは個人向けと団体向けに分け、質問内容も一部異なる。そのため、返信数と回答数は一致していない点にご注意いただきたい。

返信がなかった所蔵者については、当初の予定通り電話による調査を進め、できる限り所蔵者と連絡を取ることに努めた。

(1) 小浜市の資料の状況

小浜市で調査を行うにあたり、市内に所在する資料に詳しい小浜市教育委員会文化課に協力を仰いだ。同課は市内の古文書等の資料に関する業務を行っており、市内の資料について詳しい職員がいる。そのため、資料の所在や現状、所蔵者の近況等について我々が知らない情報を多く持っていた¹³⁾。

古文書等の資料を収蔵するスペースは約5割埋まっているものの、特に『小浜市史』に収載されている資料については積極的に受け入れを進めたいということであった。

小浜市の資料群のいくつかはすでに同市に寄贈・寄託されているものがある。その一方、県外の資料保存機関に預けられているものもあることが分かった。また、文化課でも市内の資料についての調査を行っているものの、所蔵者や管理者の資料に対する意識はあまり高くはないという。

文化課では小浜市史編さん事業で撮影したフィルムを保管しているものの、近年劣化がひどくなっ

てきており、フィルムの閲覧が困難になっているという。そのため、デジタル化などの対策を検討中とのことであった。

(2) 遠敷郡の資料の状況

遠敷郡は福井県史編さん事業当時、上中町と名田庄村で構成されていた。しかし、05年（平成17）に上中町は三方町と合併して若狭町に、06年（平成18）に名田庄村は大飯町と合併しておおい町になっている。そのため、遠敷郡の資料は若狭町とおおい町に分かれている¹⁴⁾。

旧上中町地域の資料群47件については、17年（平成29）に若狭町と協力して調査を行ったが、その時は旧名田庄村地域の資料群18件は調査対象外としていた。そこで、おおい町で調査する際に旧名田庄村地域の資料群18件も調査することとした。

おおい町で調査を行うにあたり、町内に所在する資料に詳しいおおい町立郷土史料館に協力を仰いだ。同館は町内の資料の調査・研究や展示、文化財保護に関する業務を行っており、町内の資料に詳しい職員がいる。しかし、古文書等の資料に関する業務は非常に限られた人数で行っており、調査・研究については外部の研究者の協力を得て進めている。

史料館の古文書等の資料を収蔵するスペースは約6～7割程度の空きがあるということで、町内の資料の受け入れについては前向きであった。

史料館では所蔵者の元を訪問して現地調査を行うことを予定していた。これは資料の現況を確認するための調査であるが、当館の調査と内容的に重複してしまうことが懸念された。

そこで、アンケートの返信状況や記載内容を提供し、その中から気になる資料について調査を行う、もしくは返信のない所蔵者に対して訪問による調査を行い、現地で資料を確認することを提案した。

(3) 大飯郡の資料の状況

大飯郡は福井県市編さん事業当時、大飯町と高浜町で構成されていた。しかし、大飯町は2006年（平成18）に名田庄村と合併しておおい町となっている。そのため、大飯郡の資料はおおい町と高浜町に分かれている¹⁵⁾。

高浜町で調査を行うにあたり、町内に所在する資料に詳しい高浜町郷土資料館に協力を仰いだ。なお、同町では高浜町史編さん事業が進められており、こちらは同町の教育委員会に設置された高浜町史編さん委員会事務局が担当している。

資料館には町内の資料に詳しい職員や開館以来の職員がいる。また、町内の資料の調査や展示での活用などを通して所蔵者とのつながりが非常に深いため、当館では得られないような情報も多く得ることができた。

すでに高浜町でも資料の散逸が確認されており、中には売却されてしまった資料もあった。売却された資料の一部は、資料館が購入して取り戻したものの、全ては取り戻せなかったという。

古文書等の資料を収蔵するスペースはいっぱいで、新たに資料を受け入れるのは難しいとのことだった。

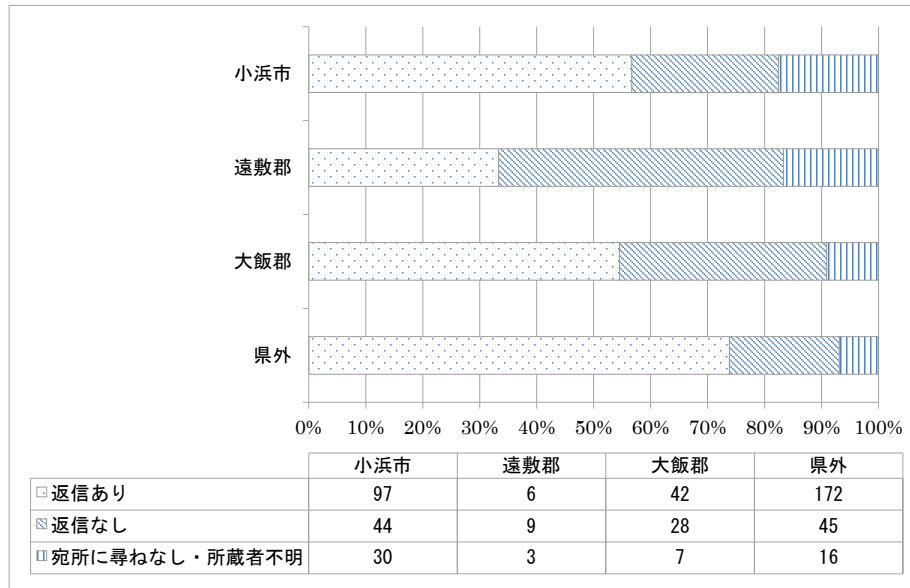
(4) 県外の資料の状況

県外の資料群233件については、福井県史編さん事業で調査されたもののほか、敦賀市史編さん事業で調査されたものなども含む¹⁶⁾。

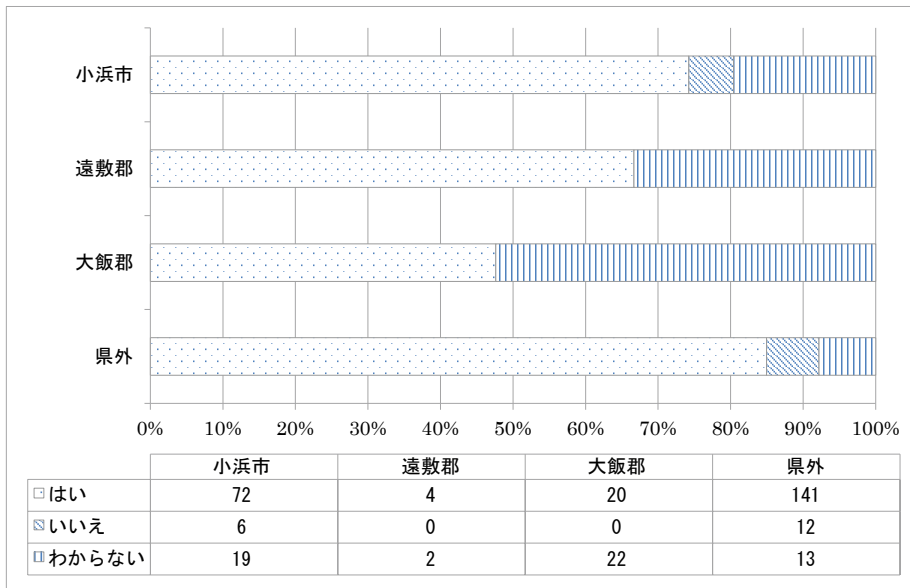
県外の資料群を対象とした調査を行うにあたり、調査への協力は義務ではないため、当初は返信率があまり高くないと予想された。また、各地の資料保存機関は人数や予算が限られ、多忙化が進んでいる。そのため、アンケートへの回答を避ける可能性も考えられた¹⁷⁾。

しかし、予想に反して返信率は高く、資料保存機関をはじめとして多くの所蔵者から回答を得ることができた。中には、目録と原本の照合を行っていただいた資料保存機関、あるいはデータベースによる照合を行っていただいた資料保存機関もあった。

図表1 返信状況



図表2 質問2の回答



図表3 質問3の回答

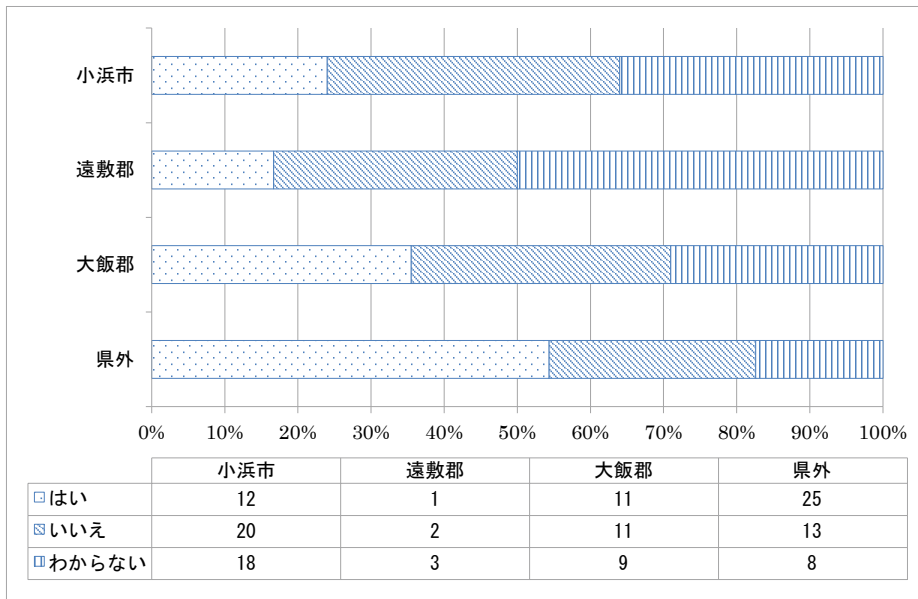


表4 資料を見に来たり調査したりした人物や団体（質問3より）

小浜市	・小浜市教育委員会 ・京都大学 ・東京大学 ・福井県立若狭歴史博物館 ・福井大学 ・北海道大学 ・山梨県立博物館
おおい町	・おおい町歴史会館 ・おおい町立郷土史料館 ・小浜市教育委員会 ・慶応大学 ・福井県立若狭歴史博物館
高浜町	・高浜町教育委員会 ・高浜町郷土資料館 ・福井県立若狭歴史博物館
県外	・青森県立郷土館 ・秋田県公文書館 ・石川県立白山ろく民俗資料館 ・岐阜県 ・郡上市フィールドミュージアム ・小松市史編さん室 ・武生古文書の基礎学習会 ・東京大学史料編纂所 ・新潟県立文書館 ・福井工業大学 ・みくに龍翔館 ・もりおか歴史文化館 ・和歌山県立文書館

表5 自由記述欄の主な回答（質問4より）

<ul style="list-style-type: none"> ・代替わりした（回答複数） ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい（回答複数） ・資料の内容が分からないため、目録や資料の画像を送ってほしい（回答複数） ・資料群の名称を変更して欲しい ・資料の情報を変更して欲しい ・全ての資料を個人の力で保存するのは無理だと思う ・今後も自分で資料を保存したい ・新しい資料が見つかったので、調査をお願いしたい ・地元の資料保存機関に受け入れをお願いしても進展がないため、支援して欲しい ・施設の老朽化が進み、資料の保存が困難になっている ・古文書の定義とは何か ・資料数の多さに驚いている

（5）資料の散逸要因

今年度の調査でも資料の散逸が発生している。散逸してしまった理由はアンケートの回答によると、次の通りである。

表6 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由（質問2より）
<ul style="list-style-type: none"> ・資料が火災で焼失してしまった ・（福井県あるいは地元）資料を預かってもらっている（回答複数） ・資料の保存期間が満了した ・資料を保存していた施設が閉館した ・所蔵者に資料を返却した ・他の資料保存機関に移管した ・施設の管理者が変わった後、資料の行方が分からなくなった ・目録と照合したが、特定の資料が見当たらない（同定できない）

今年度も明確に「資料が火災で焼失してしまった」という回答が見受けられた。この回答については、資料はすでに散逸してしまった可能性が高いと判断できるだろう。

また、「資料を預かってもらっている」という回答がいくつかあった。実際に預けられていることを確認できた資料もあったが、中には当館や市町の教育委員会、その他の県の施設等でも確認できなかった資料もあった。所蔵者によっては年月が経過して資料の所在があやふやになってしまい、「資料はどこかに預けている（寄託している）」と思い込んでしまっていると考えられる。

今年度は県内外の多くの資料保存機関にアンケートを送付しているため、「資料の保存期間が満了した」「資料を保存していた施設が閉館した」「所蔵者に資料を返却した」「他の資料保存機関に移管した」「施設の管理者が変わった後、資料の行方が分からなくなった」「目録と照合したが、特定の資料が見当たらない（同定できない）」といった回答が見受けられたのも特徴である。

3. 今後の展望と課題

今年度の調査では、いわゆる中世文書を含む資料群にも関わらず、資料の所在が確認できない事例が複数あった。これらの事例では、所蔵者から「資料が残っているかどうか分からない」という回答を受けている。その背景として考えられるのは、調査からかなりの年代が経過していることや代替わりが進んでいることである。

中世文書については、『福井県史』をはじめとして各自治体史に掲載されたり紹介されたりしているものも多く、資料の中でも比較的重要度は高めと考えられる。そのため、現地保存であっても所蔵者は資料の重要性を認識し、保存や管理の意識も高いはずであった。しかし、現地保存されている中世文書の一部に所在が確認できない資料があるということで、地元の担当者が衝撃を受ける結果となった。これらについては、所蔵者の要望で目録や複製資料のコピーを提供したものの、現地調査等を通して現況を確認する必要があるだろう。

また、仏像等の指定文化財を保管している所蔵者でも、「（古文書等の）資料が残っているかどうか分からない」という回答があった。地元の担当者も「指定文化財を保管しているのに、古文書等の資料について知らないということはあるのだろうか」と、驚きを隠せなかった。このような場合、所蔵者は指定文化財に対する意識は高いが、それら以外の文化財をあまり意識できていないのではないかとと思われる。資料保存機関などが普及啓発を進めなければ、同様の事例は増えていくと予想され

る。

今年度はこれまでになかった取り組みとして、資料の現況を確認するための現地調査を2回行った。1回目は所蔵者の要望を受けて行ったもので、福井県教育委員会生涯学習・文化財課と協力して調査を実施した。現地では、当館所蔵の複製資料のコピーと目録を用いて照合を行い、目録に掲載された資料全ての現況が確認できた。さらに、否撮の資料のみならず、未調査の資料も発見された。また、今後の調査・研究や資料保存に活用するべく、デジタルカメラで撮影を行った。その後、所蔵者が自宅で資料を保存するための封筒と文書箱を提供し、資料の保存方法について助言した¹⁸⁾。

2回目も所蔵者の要望を受けて、当館単独で現地調査を行った。この所蔵者は現在県外で生活しており、資料は空き家となった旧家の蔵で保管されていた¹⁹⁾。現地で当館所蔵の複製資料のコピーと目録を用いて照合を行った結果、こちらも目録に掲載された資料全ての現況が確認でき、未調査の資料も発見された。所蔵者は資料の今後を気にしていたため、自力で保存していくことが難しければ家族とも相談した上で、県内の資料保存機関へ寄贈することを提案した。

いずれの調査でも、資料は木箱や段ボール箱を用い、市販の防虫剤を入れて大切に保管されていた。そのため、福井県史編さん事業で調査した時と比較しても、大きな劣化や痛みは見受けられなかったのが印象的であった。また、所蔵者がむやみに資料に手を加えなかったのも、資料の劣化や痛みを防いだ要因と予想される²⁰⁾。

さて、これまでの調査の状況や結果を踏まえ、当館では次のような取り組みに力を入れている。

表7 資料の散逸を防ぐ具体的な取り組み

市町やその他の県の施設、大学や研究機関との協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館から目録や複製資料を提供し、重要度の高い資料群の調査を行う ・収蔵庫の建設や複製資料の作成等について文書館が支援・助言を行う ・資料保存研修会の実施
「資料は大事なものである」という認識を所蔵者に持たせていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・資料所在確認調査で確認できた所蔵者に対して『文書館だより』を毎年送付する²¹⁾ ・資料に関する相談会や研修会の実施 ・所蔵者による資料の保存・管理について文書館が支援する
寄贈・寄託の要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性の高い資料群は所蔵者の意向を踏まえて市町か文書館で受け入れる²²⁾ ・緊急性の低い資料群は市町と文書館で経過を観察する ・書庫のスペースを確保するために、文書館の書庫内にある未整理の資料群の整理を進める²³⁾
資料の調査・読解能力を持ち、地域資料を利用につなげる人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館でのくずし字講座の継続的实施 ・大学や研究機関との共同調査・研究、専門業者委託による調査・研究の実施 ・中高での総合的な学習の時間で指導可能な人材を育成する研修の実施

来年度は調査の4年目となる。いよいよ5か年計画の終わりが近づいてきている。そこで、来年度は調査を行うことはもちろん、この調査の次の段階として、調査終了後にどのような取り組みを具体的にを行うかを検討する予定である。

注

1) 2019年(令和元)10月1日現在。

- 2) 2019年（令和元）10月1日現在。
- 3) 2019年（令和元）10月1日現在。
- 4) たとえば、当館では公開依頼があった資料群について、公開許諾を所蔵者に依頼し、許諾が取れたものを順次公開している。その際、所蔵者に連絡を取るものの、そこで所蔵者の代替わりが判明することがある。また、所蔵者には許諾に関する書類と一緒に資料群の目録を送付するものの、実際に資料を見て目録と照合するよう依頼していない。そのため、たとえ公開されている資料群であっても、資料が散逸していないかどうかは明らかではない。
- 5) 「福井の熊川宿にシェアオフィス 古民家改修、若者と交流期待」（『産経新聞』 2018.4.8 朝刊）では、東京の会社によって福井県若狭町の「菱屋」という古民家が改修されたことが報道されている。この古民家は元々勢馬清兵衛家の持ち物で、この家にはP0004 勢馬清兵衛家文書（未許諾）が伝わっていた。記事によれば、この改修には若狭町も協力しているということだが、過去の調査に協力した若狭町の担当者は勢馬家が大阪方面に転居したことしか知らず、所蔵者の名前や連絡先も知らなかった。そのため、現在まで調査することができておらず、資料の所在も不明のままである。
- 6) すでにインターネット上のオークションで福井県の資料が売買されていることが確認されている。このことについては「福井県内の古文書がネットで散逸 バラバラにされオークションに」（『福井新聞』 2018.1.8 朝刊）で報道されている。
- 7) 他の都道府県の事例としては、山本幸俊「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」（『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、1994年、新潟県立文書館）、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」（『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年、和歌山県立文書館）、『三重県資料現況確認調査報告書』（2007年、三重県生活局）、などを参照されたい。
- 8) これまでの調査結果については、三好康太「文書館による資料所在確認調査について－2018年度の調査結果－」（『福井県文書館研究紀要』第16号、2019年、福井県文書館）、同「文書館による資料所在確認調査について－2017年度の調査結果－」（『福井県文書館研究紀要』第15号、2018年、福井県文書館）を参照されたい。
- 9) 前掲注7「地域史料の保存と文書館－新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み－」によれば、調査にあたって所蔵者に対して「古文書の保存と管理について」という資料を配布し、所蔵者に喜ばれたことが報告されている。
- 10) 西村慎太郎氏はNPO 法人歴史資料継承機構の代表理事も務めており、主要な論文に「民間所在資料散逸の要因」（『名古屋大学大学文書資料室紀要』21号、2013年、名古屋大学大学文書資料室）などがある。また、過去の資料保存研修会については「歴史資料守れ 学芸員ら研修 福井、他県事例学ぶ」（『福井新聞』 2017.12.8 朝刊）で報道されている。
- 11) たとえば、所蔵者の家族が代理で回答しているケースがある。これは所蔵者の高齢化が進み、文字を書いたり話したりすることが困難になっているためと考えられる。
- 12) 仮に所蔵者へ目録を送付したとしても、原本との照合は難しく、複製資料がなければ確実性に欠ける。実際、当館でも原本と目録の照合を行うことがあるが、職員といえども複製資料がなければ確実な同定が難しいのが現状である。その一方、ある所蔵者からの依頼で目録と複製資料のコピーを送付したところ、「全ての資料について、原本と目録の照合ができた」という連絡を受けた。このことから、目録だけではなく複製資料のコピーも用意すれば、所蔵者の力でも照合を行うことができると考えられる。
- 13) 小浜市の資料については『小浜市史 諸家文書編1』（小浜市史編纂委員会 1979年 小浜市）などを参照されたい。
- 14) 旧名田庄村の資料については『わかさ名田庄村誌』（1971年 名田庄村）などを参照されたい。
- 15) 高浜町の資料については『高浜町誌』（1985年 高浜町）など、旧大飯町の資料については『大飯町誌』（大飯町誌編さん委員会 1989年 大飯町）を参照されたい。
- 16) 県外の資料については『福井県史 資料編2 中世』（1986年 福井県）や『敦賀市史料目録1 旧敦賀町・市外』（敦賀市史編さん委員会 1989年 敦賀市）などを参照されたい。
- 17) これまでの調査でも、回答を得られなかった資料保存機関は県内外を問わずいくつか存在する。
- 18) この所蔵者は地域振興のために資料を展示することを考えていたため、複製資料を作成して展示することを提案

したり、展示のテーマについて助言したりした。

- 19) この所蔵者は月に1回、旧家に帰ってきているということで、資料の保存場所も知っていた。資料に対する意識が非常に高いことが伺える。
- 20) 県内のある学芸員から得た情報であるが、所蔵者が資料をラミネートしてしまったという事例もある。
- 21) 当館が毎年発行している『文書館だより』は従来からの送付先に加え、この調査で返信のあった所蔵者にも送付するようにしている。これにより、『文書館だより』を受け取った所蔵者から連絡を受けることが多くなった。
- 22) 緊急性の高い資料群は当館や市町で受け入れを開始している。これらは寄贈・寄託を前提に受け入れており、当館や市町で資料の整理や調査等を進める。
- 23) 当館では、毎週水曜日を資料整理日として設定し、職員が未整理の資料群の整理を進めている。また、毎月第2・第3・第4水曜日は資料整理ボランティアと協働して資料整理を行っている。なお、当館が組織しているボランティア活動については、『文書館だより 27号』（2019年 福井県文書館）を参照されたい。